

雇用保険被保険者、事業主の皆様へ

雇用保険育児休業給付金の支給申請について（新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のための取扱いのご案内。）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、保育所等の臨時休園や市町村等から登園を控える旨の要請がなされている状況を踏まえ、育児介護休業法の一部が改正されました。

このため、当分の間、子が1歳に達する日の翌日若しくは子が1歳6か月に達する日の翌日において、保育所の入所申し込みの中止や臨時休園となっている場合又は市町村若しくは保育所等から登園を控えるよう要請がなされている場合は、引き続き育児休業の延長（1歳6か月または2歳まで）取得が可能となりました。

お問い合わせ先は

育児休業制度に関しては、島根労働局雇用環境・均等室

育児休業給付金の支給申請手続きに関しては、最寄りのハローワーク